

多機能リハビリセンターありがとうデイサービス運営規程

(指定通所介護) 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 QOL サービスが開設する多機能リハビリセンターありがとうデイサービス（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態等の利用者に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の従業者は、利用者の心身の特性・居宅での生活状況等を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、活動、参加を促し、生活機能の維持・向上に努め、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

事業の実施に当たっては、関係市町、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスと及び地域住民等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 多機能リハビリセンターありがとうデイサービス
- ② 所在地 福山市春日町浦上 1200 番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 1 名以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供できるように、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関と連携し必要な調整を行う。また、利用者の地域での暮らしを支えるため、地域の集まりに参加し、他の機関との連携において必要な役割を果たす。

- (3) 介護職員 14 名以上

介護職員は、サービスの提供に当たり、利用者の心身の状態等を的確に把握し、適

切な介助を行う。

(4) 機能訓練指導員 2名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の低下を防止するための機能訓練等を行う。

(5) 看護職員 1名以上

看護職員は、健康チェックなどを行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な措置を行う。

ありがとう総合訪問センターと業務委託契約をし、密接かつ適切な連携をとる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から金曜日までとする（祝日も営業）

② 営業時間 午前8時30分から午後6時00分

③ サービス提供時間 午前9時20分～午後4時30分

④ 休業日 土曜日、日曜日、

8月13日～8月15日、12月30日～1月3日

(指定通所介護の利用定員)

第6条 利用定員は80人（指定介護予防相当通所事業定員含む）とする。

(指定通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

① 送迎

② 健康チェック

③ 日常生活動作の機能訓練

④ 食事の提供

⑤ 入浴

⑥ アクティビティ活動 等

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(1) 食費 1食あたり 月～金曜日 640円

(2) おむつ代 実費徴収する。

(パット 20円/1枚 リハビリパンツ S.M.Lサイズ 120円、/1枚)

(3) 通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護に要した送迎の費用は、通常の事業

の実施地域を越えた地点から、1 キロメートルあたり 20 円徴収する

- (4) サービス実施記録等の複写物の交付については、コピー代として 1 枚につき 20 円を徴収する。
- (5) その他、利用者が負担することが適当と認められるその他の日常生活費（教養娯楽等に係る材料費等）については、実費相当額を徴収する。
- (6) 前 5 項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

（衛生管理等）

第9条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第10条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 通所介護従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ①気分が悪くなったときは、従業者に速やかに申し出る。
- ②事業所の施設・設備については従業者の指示に従い適切に使用する。
- ③他の利用者に迷惑をかけないようにする。
- ④事業所の規則等を遵守する。

（緊急時等における対応方法）

第11条 従業者は、指定通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

（非常災害対策）

第12条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、年に2回避難・救出等訓練を行う。また、訓練の際は地域住民との連携に努める。

(苦情処理)

第13条 指定通所介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定通所介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第14条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じる。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - ② 虐待防止のための指針の整備
 - ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする

(業務継続)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う

ものとする。事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めるものとする。

(身体拘束)

第17条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業所は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の有資格者等を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。また、事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備するものとする。

①採用時研修 採用後 6 ヶ月以内

②継続研修 年 2 回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、通所介護従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 QOL サービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

5 事業者は、適切な通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従事者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

6 事業所は、指定通所介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。

7 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 QOL サービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から改変し施行する。

平成 24 年 11 月 19 日から改変し施行する。

平成 24 年 12 月 1 日から改変し施行する。

平成 25 年 4 月 1 日から改変し施行する。

平成 25 年 6 月 1 日から改変し施行する。

平成 26 年 4 月 1 日から改変し施行する。
平成 26 年 6 月 1 日から改変し施行する。
平成 27 年 4 月 1 日から改変し施行する。
平成 28 年 4 月 1 日から改変し施行する。
平成 29 年 2 月 7 日から改変し施行する。
平成 29 年 4 月 1 日から改変し施行する。
平成 29 年 6 月 22 日から改変し施行する。
平成 29 年 7 月 1 日から改変し施行する。
平成 29 年 12 月 1 日から改変し施行する。
平成 30 年 7 月 1 日から改変し施行する。
平成 31 年 4 月 1 日から改変し施行する。
令和 1 年 10 月 1 日から改変し施行する。
令和 2 年 4 月 1 日から改変し施行する。
令和 3 年 1 月 1 日から改変し施行する。
令和 3 年 5 月 1 日から改変し施行する。
令和 4 年 4 月 1 日から改変し施行する。
令和 5 年 1 月 1 日から改変し施行する。
令和 5 年 3 月 1 日から改変し施行する。
令和 5 年 6 月 1 日から改変し施行する。
令和 6 年 4 月 1 日から改変し施行する。
令和 7 年 3 月 1 日から一部改正する。

多機能リハビリセンターありがとうデイサービス運営規程

(指定介護予防相当通所事業) 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 QOL サービスが開設する多機能リハビリセンターありがとうデイサービス（以下「事業所」という）が行う指定介護予防相当通所事業（以下、「相当事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態等の利用者に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の提供にあたっては、事業所の従業者は、利用者心身の特性・居宅での生活状況等を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことによって、利用者の社会孤立感の解消及び心身機能の維持、活動、参加を促し、生活機能の維持・向上に努め利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

事業の実施に当たっては、関係市町、地域包括支援センター、介護予防支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス地域住民等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 多機能リハビリセンターありがとうデイサービス
- ② 所在地 広島県福山市春日町浦上 1200 番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする

(1) 管理者 1 名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う

(2) 生活相談員 1 名以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供できるように、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関と連携し必要な調整を行う。また、利用者の地域での暮らしを支えるため、地域の集まりに参加し、他の機関との連携において必要な役割を果たす

(3) 介護職員 14 名以上

介護職員は、サービスの提供に当たり、利用者の心身の状態等を的確に把握し、適切な介助を行う。

(4) 機能訓練指導員 2 名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の低下を防止するための機能訓練等を行う。

(5) 看護職員 1 名以上

看護職員は、健康チェックなどを行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な措置を行う。

ありがとう総合訪問センターと業務委託契約をし、密接かつ適切な連携をとる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営 業 日 月曜日から金曜日までとする（祝日も営業）
- ② 営 業 時 間 午前 8 時 30 分から午後 6 時 00 分までとする
- ③ サービス提供時間 午前 9 時 20 分から午後 4 時 30 分までとする
- ④ 休 業 日 土曜日、日曜日及び

8 月 13 日～15 日、12 月 30 日～1 月 3 日

(指定介護予防相当通所事業の利用定員)

第6条 利用定員は 80 人（指定通所介護の定員含む）

(相当事業の内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- ① 送迎
- ② 健康チェック
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 食事の提供
- ⑤ アクティビティ活動 等

(利用料とその他の費用の額)

第8条 事業を提供した場合のサービス利用料金の額は、福山市長が定める基準によるものとする。当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担額はその 1～3 割の額とする。

(1) 食費 1 食あたり月～金曜日 640 円

(2) おむつ代 実費徴収する。

(パット 20 円/1 枚 リハビリパンツ S.M.L サイズ 120 円/1 枚)

(3) 通常の事業の実施地域を越えて行う相当事業に要した送迎の費用は、通常の事業の実施

地域を越えた地点から、1 キロメートルあたり 20 円徴収する。

- (4) サービス実施記録等の複写物の交付については、コピー代として 1 枚につき 20 円を徴収する。
- (5) その他、利用者が負担することが適当と認められるその他の日常生活費実費相当額（教養娯楽にかかる材料費等）については実費相当額を徴収する。
- (6) 前 5 項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 従業者は、介護予防相当通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（虐待防止のための措置に関する事項）

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じる。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の事業の実施地域は、福山市、井原市の地域とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第12条 利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - ① 気分が悪くなったときは、従業者に速やかに申し出る。
 - ② 事業所の施設・設備については従業者の指示に従い適切に使用する。
 - ③ 他の利用者に迷惑をかけないようにする。
 - ④ 事業所の規則等を遵守する。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、年に2回避難・救出等訓練を行い、訓練の際は地域住民との連携に努める。

(衛生管理等)

第14条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情処理)

第15条 相当事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した相当事業に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した相当事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（業務継続）

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する相当事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めるものとする。

（身体拘束）

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第 19 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後 6 ヶ月以内

②継続研修 年 2 回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は、適切な相当事業の提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、相当な範囲を越えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、相当事業に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする

6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 QOL サービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする

（利用回数及び利用者時間）

第 20 条 事業の利用回数及び利用時間は、次の通りとする。

① 事業対象者及び要支援 1 の利用者は、概ね週 1 回（月 1～4 回）の利用とする

② 要支援 2 の利用者は、概ね週 2 回（月 1～8 回）の利用とする。

附則

この規定は、平成 21 年 4 月 1 日に改変し施行する。
平成 21 年 4 月 15 日に改変し施行する。
平成 21 年 7 月 1 日に改変し施行する。
平成 21 年 7 月 1 日に改変し施行する。
平成 21 年 12 月 14 日に改変し施行する。
平成 22 年 3 月 19 日に改変し施行する。
平成 23 年 9 月 1 日に改変し施行する。
平成 24 年 8 月 1 日に改変し施行する。
平成 25 年 1 月 1 日に改変し施行する。
平成 25 年 1 月 1 日に改変し施行する。
平成 26 年 3 月 1 日に改変し施行する。
平成 26 年 4 月 1 日に改変し施行する。
平成 27 年 4 月 1 日に改変し施行する。
平成 27 年 6 月 1 日に改変し施行する。
平成 28 年 4 月 1 日に改変し施行する。
平成 29 年 2 月 1 日に改変し施行する。
平成 29 年 8 月 16 日に改変し施行する。
平成 30 年 4 月 1 日に改変し施行する。
平成 30 年 7 月 1 日に改変し施行する。
平成 30 年 8 月 1 日に改変し施行する。
平成 31 年 4 月 1 日に改変し施行する。
令和 1 年 10 月 1 日に改変し施行する。
令和 2 年 4 月 1 日に改変し施行する。
令和 3 年 5 月 1 日に改変し施行する。
令和 4 年 4 月 1 日に改変し施行する。
令和 5 年 1 月 1 日に改変し施行する。
令和 5 年 3 月 1 日に改変し施行する。
令和 5 年 6 月 1 日から改変し施行する。
令和 6 年 4 月 1 日から改変し施行する。
令和 7 年 3 月 1 日から改正し施行する。

日中一時支援事業の運営規程

多機能リハビリセンターありがとうデイサービス運営規程

（事業の目的）

第1条 （株）QOLサービス（キューオーエルサービス）が開設する日中一時支援事業所（以下「事業所」という。）が行なう障害者総合支援法（以下「法」という。）に基づく障がい者等日中生活支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、身体障害者（以下「利用者」という。）に対し、適切な障害福祉サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、その他の生活にわたる援助を行う。

事業の実施にあたっては、地域や家庭との結び付きを重視し、関係市町や他の障害者福祉サービス等の事業を行なう者、その他の保健医療サービス、福祉サービス事業を提供する者との連携を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 多機能リハビリセンターありがとう デイサービス
- （2）所在地 福山市春日町浦上 1200 番地

（従業員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する事業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- （2）生活支援員 1名

生活支援員は日中一時支援計画書等に基づき、日中一時支援の提供を行なう。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から金曜日までとする。
- （2）営業時間 午前 8:30 から午後 6:00 までとする。
- （3）定休日 土曜日、日曜日、8月13日から8月15日、12月30日から1月3日

（事業の主たる対象者及び利用定員）

第6条 事業の主たる対象者及び利用定員は、次のとおりとする。

- （1）主たる対象者 身体障害者
- （2）利用定員 10名

（利用契約の締結、通知等）

第7条 利用申し込み者の受給資格等を確認し、決定を受けている支給量の範囲内で契約締結をした後、サービスの提供を行なうと同時に、別冊に契約内容を記載し、市に報告を行なう。

利用者の相談に応じるとともに必要な援助を行なう。また、支給期間の終了に伴う支給申請も必要に応じて援助する。

(利用の解約・終了等)

第 8 条 利用者からの解約

- (1) 事業所が正当な理由なくサービスの提供をしない場合
- (2) 事業者が守秘義務に反した場合
- (3) 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

2 事業所からの解約

- (1) 利用料の支払が 1 ヶ月以上遅延し、支払催告したにもかかわらず 7 日以内に支払われない場合
- (2) 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、又は利用者の入院もしくは病気等により 3 ヶ月以上にわたって利用できない状態が明らかになった場合
- (3) 利用者が、事業所の従事者、又は他の利用者に対して利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

3 次の事項に該当した場合は自動的に終了

- (1) 利用者が自立支援法受給対象外と認定された場合
- (2) 利用者が死亡した場合

4 正当な理由なく、サービス提供の拒否は行なわない。前 2 項によりサービスの提供が困難となった場合は、他の事業所の紹介等を行なう。

(サービスの内容)

第 9 条 事業所が提供する障害福祉サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 日中一時支援計画等の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ア 食事の介護
 - イ 排泄の介護
 - ウ 入浴の介護
 - エ その他日常生活を営むために必要な身体の介護

(利用に関する説明)

第 10 条 利用者に運営の概要・提供するサービスの内容・職員配置等を説明するものとする。

(情報の提供)

第 11 条 利用者の円滑な利用の為に事業内容に関する情報の提供ができるよう努めるものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第 12 条 事業者は、日中一時支援を提供した際、支給決定を受けた障害者（以下、「支給決定障害者」という。）から、市町が定める利用者負担額の支払を受けるものとする。

- (1) 食費 1 食 640 円 徴収する
- (2) おむつ代 実費
- (3) 事業所は、次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対し、送迎を行う場合は、路程 1 km 当たり 20 円を実費として徴収する。
- (4) 前 4 項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(5) 第 1 項から 4 項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った支給決定障害者に対し交付するものとする。

(利用者負担額等の通知)

第 13 条 地域生活支援事業所に係る利用者負担について、市及び利用者が利用契約を結ぶ他の事業に通知する。上限管理事務を委任されたときは、必要となるサービスを提供するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 14 条 事業者の通常の事業の実施地域は、福山市の地域とする。

(サービスに当たっての留意事項)

第 15 条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

(1) 利用者は、生活相談員、看護職員、介護職員、指導員等の指導に従うように留意すること。

(2) 利用者は、事業上のルールを守るなど共同生活の秩序を保つ。

(緊急時等における対処方法)

第 16 条 緊急時における対応

従事者は事業実施中の利用者の心身の状況を把握し、必要な場合は医療機関と連携を取り、また、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や家族等に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければいけない。

2 事故発生時の対応について

(1) 救護等の応急処置及び緊急連絡が必要な場合には、関係機関に連絡を行なう。

(2) 市町、家族等に連絡を行なうなどの必要な措置を講ずる。

(3) 事故の原因を解明し再発防止の為に、インシデントレポートの提出（随時）、リスクマネジメント委員会の開催（随時及び毎月 1 回）を実施する。

3 事業所は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに期すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその賠償するものとする。

(非常災害対策等)

第 17 条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年 1 回以上、非難・救出訓練を行なう。

2 事業所は、感染症が発生しないよう従業者及び施設の衛生管理を努めて行なう。

(苦情対応)

第 18 条 提供した日中一時支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した日中一時支援に関し、法の定めるところにより、市町又は県が行なう報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又は家族からの苦情に関して市町又は県が行なう調査に協力するとともに、市町又は県から助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 19 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行なうとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(連携等)

第 20 条 利用者の家族との連携を図る交流会等を行うよう努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 21 条 事業所は、従業員の質的向上を図るために、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 2 回

(3) その他の研修

2 事業者は、職務上知り得た秘密を保持する。

3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者、又は家族の秘密を保持させるために、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、日中一時支援を提供した日から 5 年間保存するものとする。

5 利用者からの金品等の授受は行なわないものとする。

6 日中一時支援事業については、運営規程を整備し、この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、多機能リハビリセンターありがとうデイサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

平成 18 年 10 月 1 日から一部改正する。

平成 19 年 10 月 1 日から一部改正する。

平成 20 年 4 月 1 日から一部改正する。

平成 26 年 4 月 1 日から一部改正する。

平成 28 年 4 月 1 日から一部改正する。

令和 3 年 2 月 1 日から一部改正する。

令和 5 年 1 月 1 日から一部改正する。

令和 5 年 6 月 1 日から一部改正する。